

議案第43号

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

長野県教育委員会と佐久市教育委員会は、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、別紙を取り交わし、これを実施する。

平成30年 6月28日
佐久市教育委員会教育長

平成30年 6月 日
佐久市教育委員会

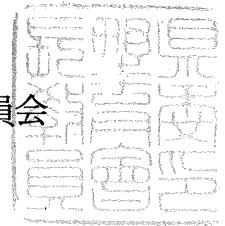
県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、平成30年6月 日から平成31年5月31日までの間これを実施するものとする。

平成30年6月 日

長野県教育委員会



教育委員会

了解事項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 平成31年度教職員人事異動の基本方針について

平成31年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について (昇任の場合を含む。)

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について (昇任の場合を含む。)

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について (昇任の場合を含む。)

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は (4) アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、当分の間、教育長及び教育委員長とする。

- 3 平成31年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 平成31年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

議案第44号

佐久市不登校等対策連絡協議会委員の委嘱について

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第2号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成30年 6月28日
佐久市教育委員会教育長

平成30年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市不登校等対策連絡協議会委員（案）

（任期【残任期間】：平成30年4月1日～平成31年6月30日）

ふりがな 氏名	住所	所属等	新任・再任
うつのみや じん 宇都宮 仁	上田市御所	野沢南高等学校長 より推薦	新任

議案第45号

佐久市立小・中学校学校薬剤師の委嘱について

佐久市立小・中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び職員健康管理医の委嘱等に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第13号）第2条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成30年 6月28日
佐久市教育委員会教育長

平成30年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市立小・中学校 学校薬剤師（案）

（任期：平成30年6月1日～）

氏名	住所	担当校	新任・再任
中村 美香	佐久市長土呂	高瀬小学校	新任

議案第46号

佐久市少年センター育成推進員の委嘱について

佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号）第7条及び第8条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成30年 6月28日
佐久市教育委員会教育長

平成30年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市少年センター育成推進員（案）

（任期【残任期間】：平成30年6月1日～平成31年3月31日）

ふりがな 氏 名	住 所	所属等	新任・再任
おぐら けんじ 小倉 健治	佐久市原	各地区より選出	新任
しげた ながふみ 重田 長史	佐久市根岸	各地区より選出	新任
こばやし みき 小林 みき	佐久市臼田	各地区より選出	新任
やました としゆき 山下 俊幸	佐久市臼田	各地区より選出	新任
よしだ のりお 吉田 典生	佐久市春日	各地区より選出	新任

議案第47号

佐久市人権同和教育推進協議会委員の委嘱について

佐久市人権同和教育推進協議会要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第11号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成30年 6月28日
佐久市教育委員会教育長

平成30年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市人権同和教育推進協議会委員（案）

（任期【残任期間】：平成30年6月1日～平成31年10月31日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
小平 隆	佐久市中込	佐久商工会議所 事務局長兼中小企業相談所長	新任
勝山 尊生	佐久市望月	「同和問題」にとりくむ佐久 地区宗教者連絡会議 理事	新任

協議事項 ア

学校閉庁日の設定について

夏季休業期間中の8月15日前後は例年来校者も極めて少ないことから、夏の省エネルギー・省資源を推進するとともに、教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため、平成30年8月13日（月）から16日（木）の4日間を「学校閉庁日（学校に日直等の勤務者を置かず対外的な業務を行わない日）」とする。

○「学校閉庁日」とは、「勤務を要する日において、日直等を置かない日」

文部科学省 初等中等教育局参事官付 運営支援推進係 の回答

- ・法制上、はっきり定義しているものは、現時点ではない。
- ・自治体ごとに独自に決めて、管下の学校等に周知・実施しているのが実情。
- ・「勤務を要する日」において、公署である学校が完全無人化となることは、とくに問題ない。

○平成30年8月13日（月）から16日（木）までの間で設定

○「勤務を要する日」であるため、職員は有給休暇対応

○部活動等の児童生徒の活動については原則として行わない

○学校敷地内の施設貸し出しは、通常の土・日曜日と同様に扱う

○児童生徒の生命にかかわるような緊急時の連絡は、教育委員会を通して学校長
に行う

8時30分 から 17時15分の間 学校教育課

17時15分 から 翌日8時30分の間 佐久市役所 宿直

○保護者へは別紙（案）により周知

平成30年 月 日

保護者各位

佐久市教育委員会
佐久市立〇〇学校

夏休み期間に学校閉庁日を設定します

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本市・本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、夏休み期間中の8月15日前後は例年来校者も極めて少ないことから、夏の省エネルギー・省資源を推進するとともに、教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため、8月13日（月）から16日（木）の4日間を「学校閉庁日（学校に日直等の勤務者を置かず対外的な業務を行わない日）」にすることといたしました。

つきましては、今年度は下記により実施いたしますので、学校閉庁日の設定についてご理解いただきますとともに、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

【 佐久市立〇〇学校 閉庁日 】

平成30年8月13日（月）から

16日（木）までの4日間

- ※ 学校閉庁日には、学校に職員が不在となります。
お問い合わせ等はこの期間以外にお願いします。
- ※ お子様の生命に関わるような緊急時の連絡は、教育委員会から学校長に行いますので、以下にご連絡ください。
 - 8時30分 から 17時15分 の間の連絡先
佐久市教育委員会 学校教育課 電話 0267-62-3478
 - 17時15分 から 翌日8時30分 の間の連絡先
佐久市役所 宿直 電話 0267-62-2111
- ※ 部活動等の児童生徒の活動についても原則として行いません。
- ※ 学校敷地内の施設貸し出しは、通常の土・日曜日と同様の扱いとなります。
詳細は学校にお尋ねください。

協議事項 イ

新たな学校給食臼田センターの施設概要について

- (1) 整備方式 共同調理場方式
- (2) 提供対象校 新小学校
臼田中学校
- (3) 児童数 小学校 550名程度
生徒数 中学校 290名程度
教職員数 小学校 40名程度
中学校 30名程度
計910名 ①
- (4) 職員数
- ・センター長 1名
 - ・県栄養士 1名
 - ・アレルギー対応栄養士 1名
 - ・調理職員 9名
 - ・パート職員 1名
- 計13名 ②
- 総計923名 (①+②)
- (5) 食数 1,000食 (人口増加、試食会考慮)
- (6) 施設面積 鉄骨造 2階建て
延床面積 1,000㎡程度
- (7) 配送校数 臼田中学校1校
- (8) アレルギー対応食 有
- (9) 炊飯施設 有 (予定)
- (10) 見学機能 有 (予定)
- (11) 運営形態 現在、直営で運営しているが、佐久市行政改革大綱に基づき、民間活力の活用を含め検討
- (12) 衛生管理
- ・学校給食衛生管理基準 (H21.4.1 施行)
 - ・大量調理施設衛生管理マニュアル
 - ・HACCP対応
 - ・ドライシステム

施設配置は、新小学校施設と調整のうえ、決定

別紙資料

1 - 1

〈算出根拠〉

開設予定の2023年度の児童生徒数・学級推計に基づき算定（下表参照）

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
小学校	児童数	594人	586人	583人	576人	578人	548人
	職員数	72人	72人	72人	72人	72人	37人
中学校	生徒数	318人	317人	316人	301人	291人	286人
	職員数	28人	28人	28人	28人	28人	28人
合計		1,012人	1,003人	999人	977人	969人	899人

1 - 2

〈算出根拠〉

① 食数ごとの建物規模（学校給食施設計画の手引き・電化厨房フォーラム参考）

食数	実際の建築面積
500人以下	540 m ²
501人～1,000人	680 m ²
1,001人～2,000人	1,020 m ²
2,001人～3,000人	1,280 m ²

② 1,000食規模の他市町村の建築面積

	建築年度	食数	1階面積	2階面積	合計面積
A給食センター	H 2 7	900	913.64 m ²	—	913.64 m ²
B給食センター	H 2 7	1,000	960.82 m ²	147.08 m ²	1,107.90 m ²
C給食センター	H 2 7	1,300	1,008.86 m ²	—	1,008.86 m ²
平均					1,010.13 m ²

上記 ①, ②を参考とし、建築床面積は1, 000 m²程度とする。

H A C C P とは

「Hazard(危害)」「Analysis(分析)」「Critical(重要)」「Control (管理)」「Point(点)」という言葉の略語

食品を製造する際に安全を確保するための管理手法のことを言います。

日本語ではそのまま「危害分析重要管理点」と訳されます。

HACCP は、食品の製造・出荷の工程で、どの段階で微生物や異物混入が起きやすいかという危害をあらかじめ予測・分析して、被害を未然に防ぐ方法です。この点がそれまで行われていた製品の抜き取り検査による安全確認とは大きく違うところです。

ドライ方式

ドライシステム 床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムのこと

床に水分や有機物を落とさないことから、細菌等の増殖を防止できるとともに床からの跳ね水による食品の汚染防止ができる。